

京都府特定(産業別)最低賃金 2業種が引上げに

— 京都地方最低賃金審議会が引上げの答申 —



令和5年12月6日、京都地方最低賃金審議会（会長 岩永昌晃 京都産業大学法学部教授）は、京都府特定(産業別)最低賃金2業種を引上げることが適当であると京都労働局長（赤松俊彦）に答申しました。改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和6年2月4日に発効する予定です。

〈京都府特定(産業別)最低賃金引上額一覧表〉

最低賃金の件名	現行額	改定額	引上額	引上率
電気機械器具製造業	986 円	1,025 円	39 円	3.96%
輸送用機械器具製造業	993 円	1,028 円	35 円	3.52%

— 答申の様子 —

